

# 建設現場の働き方改革に向けた取り組み ～週休二日の実施について～

## 働き方改革への対応

総理を議長とし、8名の関係閣僚（働き方改革担当、厚労、官房長官、財務、経済再生、文科、経産、国交）、15名の有識者より構成される働き方改革実現会議において、長時間労働の是正など9つのテーマについて検討。

長時間労働の是正については、罰則付きの時間外労働の上限規制の設定と併せて、従来上限規制の適用除外とされていた建設業などの取扱いについても論点とされた。



↑ 9月27日 第1回働き方改革実現会議

### 適用除外業種に関する総理発言（H29.3.17第9回会議）

業界の担い手を確保するためにも、長年の慣行を破り、猶予期間を設けたうえで、かつ、実態に即した形で、時間外労働規制を適用する方向としたい。（中略）荷主、施主の協力も含めて、全政府的なバックアップが必要となるので、関係大臣、産業界の全面的な協力をお願いしたい。

### 働き方改革実行計画の策定（H29.3.28働き方改革実現会議決定）

- 36協定による罰則付きの時間外労働の上限を設けるとともに、臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることでできない上限を設定。
- これまで適用除外となっていた建設業についても、改正労働基準法施行の5年後に罰則付き上限規制の一般則を適用。
- 建設業における長時間労働の是正を実現するためには、発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など必要な環境整備を推進。

# 建設業における時間外労働規制の見直し

## 見直しの方向性

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	<<労働基準法で法定>> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害復旧や大雪時の除雪など、避けることができない事由により臨時的必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	<<同左>>
36協定の限度	<<厚生労働大臣告示：強制力なし>> (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項)  (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	<<労働基準法改正により法定：罰則付き>> (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・特別条項でも上回る事の出来ない年間労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間) ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回る事の出来ない上限を設定 a. 2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内 b. 単月100時間未満 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限  (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興に限り、上記(1)②a.b.は適用しない(※) ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも対象とならないことがある

## 「働き方改革実行計画」※に記載された今後の取組 ※3月28日働き方改革実現会議決定

- 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置
- 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組を支援
- 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組
- 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

## 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議等について



### 開催趣旨

- 建設業について、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するため、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。



← 平成29年6月29日 第1回連絡会議

### 構成員

(平成29年9月1日現在)

議長：野上 浩太郎 内閣官房副長官  
 議長代理：牧野 たかお 国土交通副大臣  
 副議長：古谷 一之 内閣官房副長官補(内政)  
 構成員：内閣府政策統括官(経済財政運営担当)  
 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長  
 総務省自治行政局長  
 財務省主計局次長  
 文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
 厚生労働省大臣官房総括審議官  
 厚生労働省労働基準局長  
 農林水産省大臣官房総括審議官  
 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官  
 資源エネルギー庁電力・ガス事業部長  
 国土交通省大臣官房長  
 国土交通省大臣官房技術審議官  
 国土交通省大臣官房官庁営繕部長  
 国土交通省土地・建設産業局長  
 国土交通省鉄道局長  
 防衛省施設監

### 開催経緯等

6月29日 第1回関係省庁連絡会議

- 今後の取組の方向性(適正な工期設定、平準化、生産性向上等)について確認

7月28日 主要な民間発注団体(経団連、日商、電事連、ガス協、不動協、民鉄協)、建設業団体及び労働組合が参画する「建設業の働き方改革に関する協議会」を設置

- 建設業団体には、下請も含めた請負契約における適正な工期設定や適切な労務管理の徹底を要請
- 主要な民間発注者には、適正な工期設定等を要請
- 「適正な工期設定等のためのガイドライン」策定など今後の取組方針を確認

8月28日 第2回関係省庁連絡会議

- 「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定
- 各省庁等における取組状況について説明

※7/29の後も随時開催(進捗状況のフォローアップなど)

## 1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

## ガイドラインの内容

### 2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

#### (1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。

#### (2) 受注者の役割

- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結。
- 民間工事においては工期設定の考え方を受発注者が適切に共有。

#### (3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。

#### (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

### 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

#### (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
  - ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
  - ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
  - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

#### (2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

#### (3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
- 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

#### (4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。
- 下請代金は、できる限り現金払いを実施。
- 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

#### (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

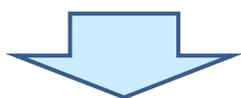
## 4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。4

# 働き方改革実現に向けた週休二日の取得に関する取組について

## 【直轄工事における週休二日取得の取り組み】

- 施工時期の平準化
- 適正な工期設定
  - ・ 週休二日算定が可能な「工期設定支援システム」の導入
  - ・ 工事着手準備期間・後片付け期間の見直し
  - ・ 余裕期間制度の活用
- 週休二日を考慮した間接費の補正



週休二日を実施するための環境整備を行い  
週休二日対象工事を拡大

<週休二日対象工事>		
	対象工事件数	実施件数
平成28年度	824件	165件
平成29年度	2,000件程度	拡大

## 【地方公共団体への展開】

- 国土交通省の取り組みを地方公共団体等にも普及することにより、公共工事全般への拡大を推進

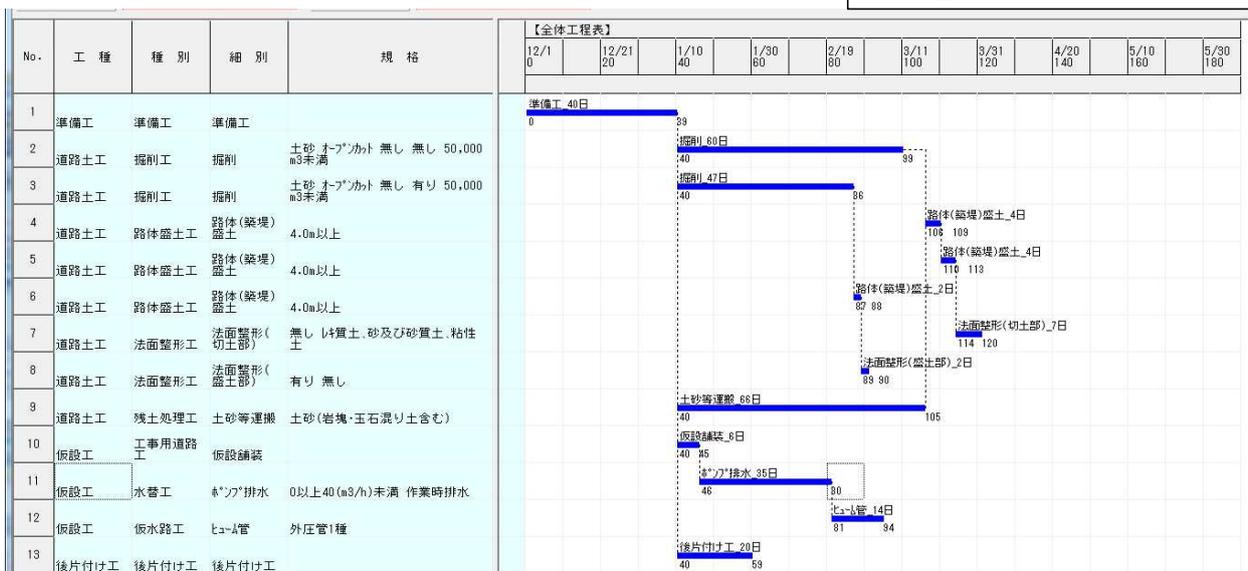
# 工期設定支援システムについて

- 工期設定に際し、歩掛かり毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを作成
- 平成29年度より維持工事を除き原則的に全ての工事で適用

## 工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム（イメージ）



6

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

**運用指針とは：**品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成  
 > 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ  
 > 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

### 必ず実施すべき事項

### 実施に努める事項

#### ① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

#### ② 歩切りの根拠

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

#### ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用**を徹底する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

#### ④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額**や**工期の適切な変更**を行う。

#### ⑤ 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会**等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

#### ⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等**に応じて、**多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせで適用する。

#### ⑦ 発注や施工時期の平準化

**債務負担行為の積極的な活用**や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

#### ⑧ 見積りの活用

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合**等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、**見積りを活用**することにより**予定価格を適切に見直す**。

#### ⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

#### ⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

○ 各発注者が発注関係事務に関する自らの取組み状況を把握するため、品確法運用指針のうち、下記重点3項目について全国统一指標を設定。

**重点項目①適正な予定価格の設定**

指標: 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)  
 指標: 単価の更新頻度

**重点項目②適切な設計変更**

指標: 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況  
 指標: 設計変更の実施工事率

**重点項目③施工時期等の平準化**

指標: 年度の平均と4～6月期の平均の稼働状況(件数・金額)の比率(※いわゆる平準化率)

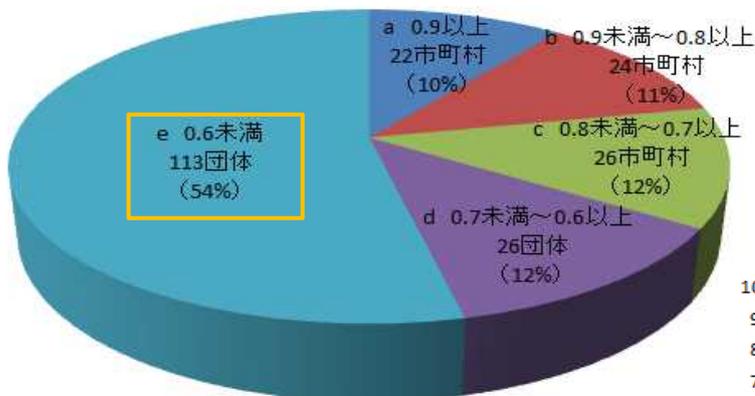
**施工時期等の平準化**

近畿ブロック  
 発注者協議会資料より

**【現状】**

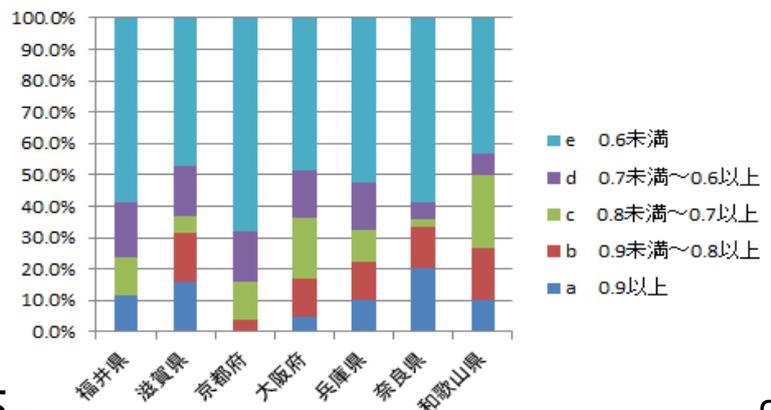
市町村(発注金額ベース)

- 市町村の約5割は平準化率(発注金額ベース)が0.6未満(e)。
- 平準化率と発注者規模の関係は特に見られない。



件数・金額ベースとも0.6未満が半数以上を占めている。

⇒ 各自治体の特性を踏まえ、より一層の平準化の推進が必要

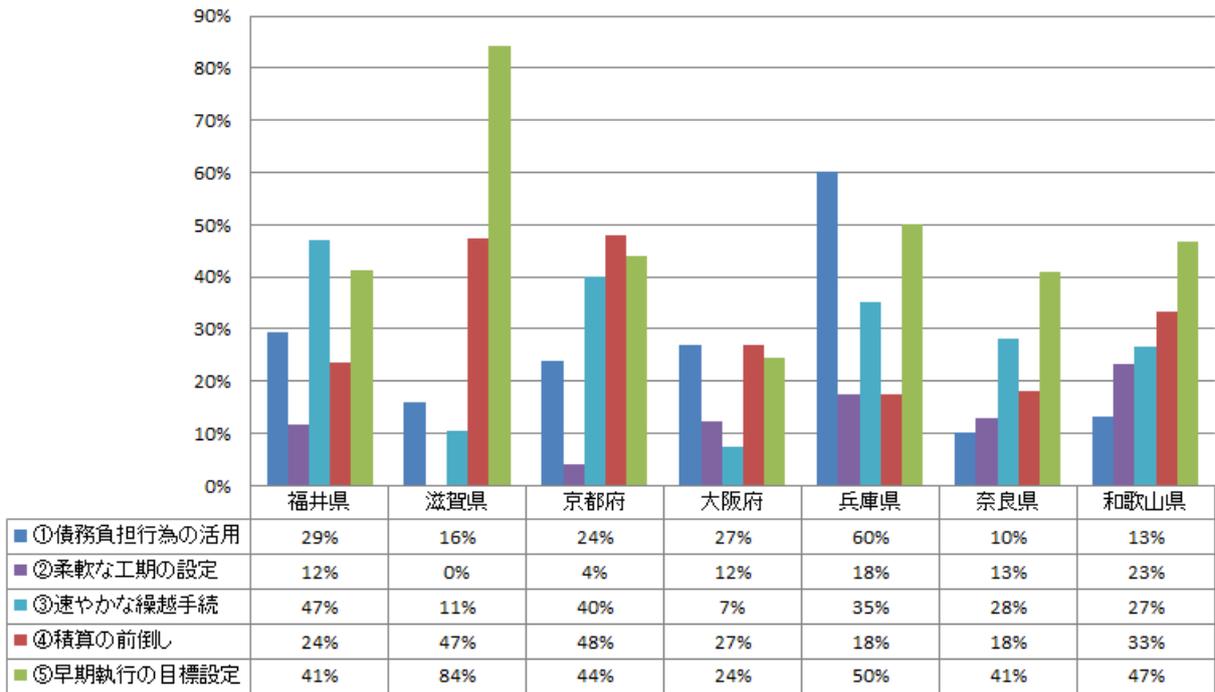


## 【現状】

市町村

- 市町村では①～⑤ともに実施率がやや低い。

平準化率(項目実施率)【211市町村】



⇒ ①から⑤の取組項目を1つでも多く増やすことを各府県地域発注者協議会で推進

10

## 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化について

### 【平成26年8月からの対策】

- ・ 工事を実施する元請業者・一次下請業者（下請契約3千万円以上）を社会保険等加入業者に限定
- ・ 未加入の一次下請業者（下請契約3千万円以上）と契約した場合、特別な事情がなければ、受注者（元請業者）に対し、当該下請金額の10%の制裁金の徴収、指名停止及び工事成績評定の減点を実施
- ・ 二次下請以下の未加入業者は、建設業許可部局へ通報（下請契約3千万円以上）

### 【平成27年8月からの対策】

- ・ 一次下請を社会保険等加入業者に限定する対策について、下請契約3千万円未満の工事においても試行

これらの取組に加えて、

### ●平成29年4月からの対策強化

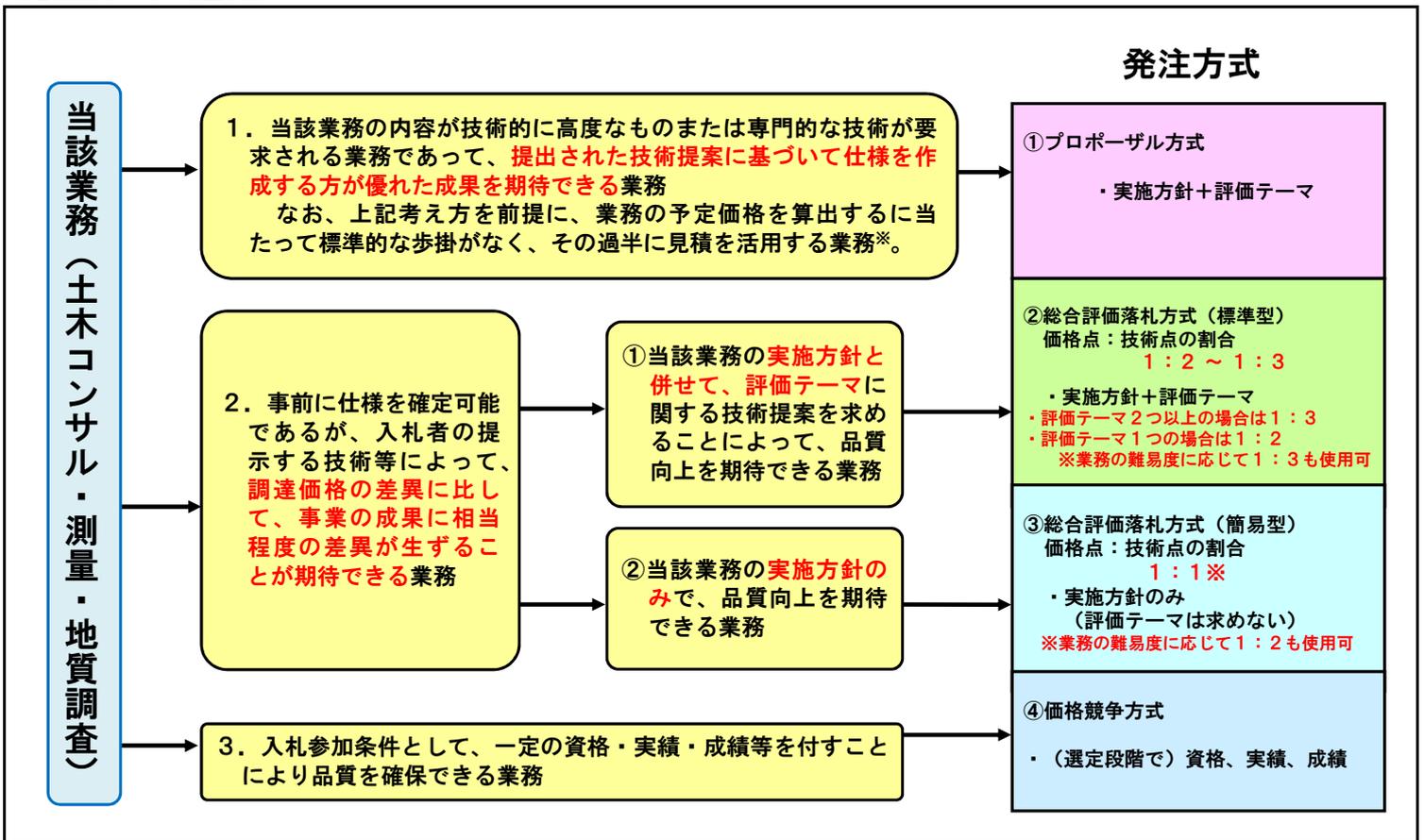
- ① 二次下請以下についても、社会保険等加入業者に限定することを実施し、受注者（元請業者）に対し、30日の猶予期間内※での加入指導を求める（加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長可）。

※猶予期間・・・社会保険等未加入業者である下請業者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、当該未加入業者に対して加入を促す期間

### 【平成29年10月から適用】

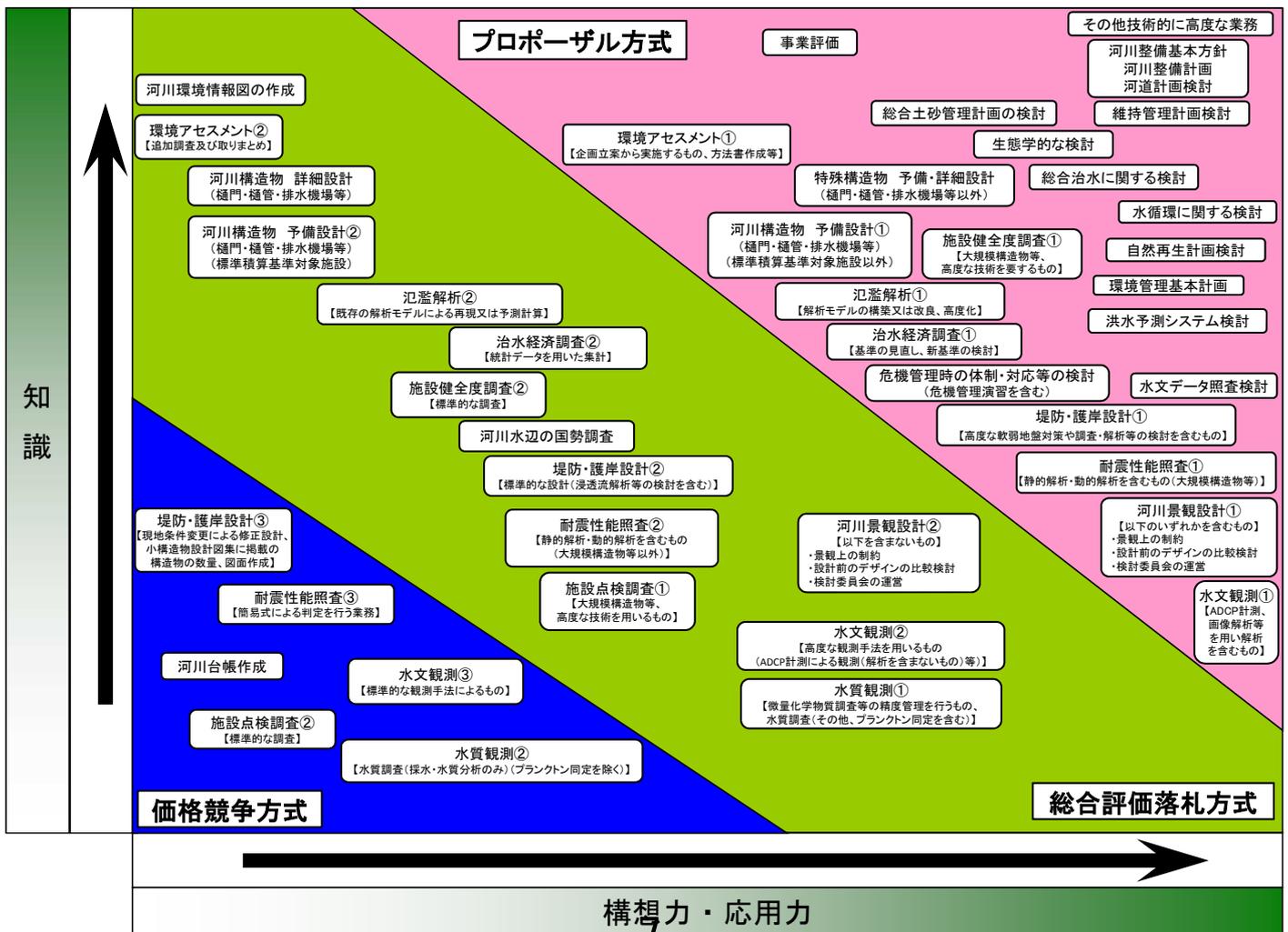
- ② ①の期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、受注者（元請業者）に対し、制裁金（当該下請金額の5%）、指名停止及び工事成績評定の減点を実施。

## 発注方式の選定フロー

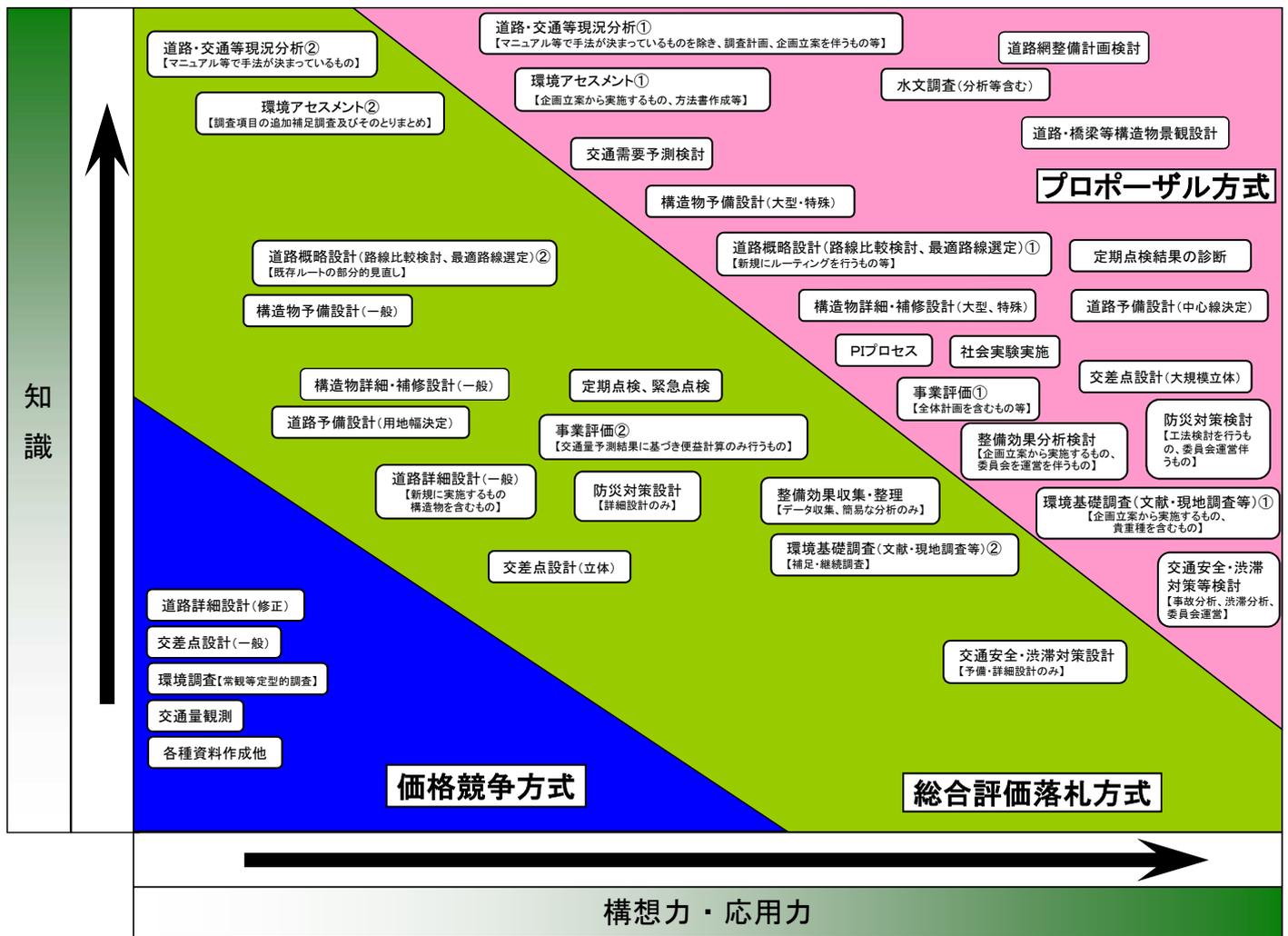


※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

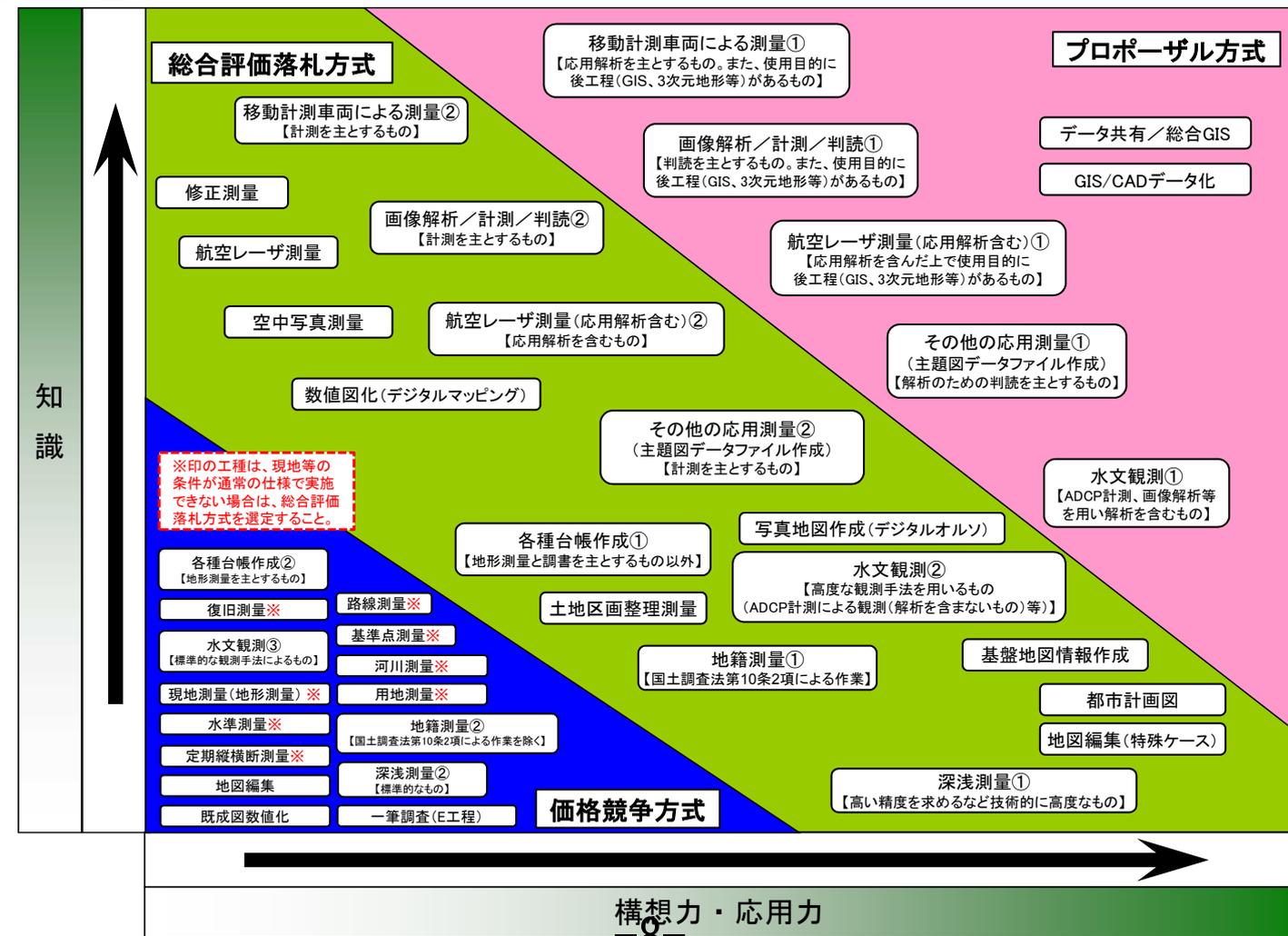
## 【河川事業】



【道路事業】



【測量調査】



【地質調査】

